

施設配置等計画編
第5章 情報システムの整備

目 次

第1節	総説	1
-----	----------	---

令和6年6月 版

第5章 情報システムの整備

第1節 総説

<標準>

河川等の計画、設計及び維持管理等の円滑な遂行及び国民への適切な情報の共有のため、調査により得られた観測結果及び分析・検討結果等を河川等の管理者や自治体・住民らが活用できるようにする情報システムを現在及び今後の情報通信技術の進展を踏まえて整備することを基本とする。

警戒避難に資する情報システムについては、その重要性から、確実性、信頼性、迅速性、双方向性が確保されるよう考慮し計画するものとする。